

赤手配関連対外応答要領

- ① 赤手配書が発行される以前に本件に関する報道がなされた場合

問1 我が国から I C P O に対してカルロス・ゴーン被告人に対する犯人の身柄拘束を求める手配書（赤手配書）の発行を請求した事実はあるのか。

答

令和元年12月31日以降、カルロス・ゴーン被告人の所在が不明となったことから、現在、法務・検察当局においていかなる手法を探り得るか幅広く検討し、関係機関とも調整の上、適切に対応することとしている。

（参考）

赤手配とは、所在不明の被手配者が発見された場合に、発見した国の国内法上可能であれば、引渡し等を目的として、被手配者の所在の特定、身柄の拘束等を求めるものである。

問2 カルロス・ゴーン被告人に係る刑事事件の経緯について問う。

答

東京地検は、平成30年12月から平成31年4月にかけて、金融商品取引法違反及び会社法違反により、カルロス・ゴーン被告人を公判請求した。

同被告人に対しては、保釈決定がなされていたものの、令和元年12月31日、裁判所によって保釈は取り消された。

問3 カルロス・ゴーン被告人の出国状況について
問う。

答

カルロス・ゴーン被告人が、日本を出国し、レバノンに到着した旨の報道がなされていることは承知。

関係当局において、現在、事実関係を確認中と承知しており、これ以上の詳細は、お答え差し控え。

② 赤手配書が発行された後に本件に関する報道がなされた場合

問1 我が国からの要請に基づき、I C P Oがカルロス・ゴーン被告人に対して赤手配書を発行したとのことであるが、事実関係如何。

答

令和元年12月31日以降、カルロス・ゴーン被告人の所在が不明となつたことから、関係機関において調整の上、同人の身柄の引渡しを目的として、東京地方検察庁からの依頼に基づき、我が国の国家中央事務局である警察庁から、I C P O（国際刑事警察機構）事務総局に対して赤手配書の発行を要請し、令和2年●月●日付で、手配書が発行されたところである。

問2 カルロス・ゴーン被告人に対する赤手配を公開とした理由について問う。

答

今後、被手配者の所在につき、一般人を含め幅広く情報提供を求めるため、ICPOホームページ上に被手配者の情報を公開することとしたものである。

問3 これまでに我が国が赤手配を行った実績について問う。

答

これまでに、ICPO事務総局に対し、赤手配書の発行請求を行ったものとしては、例えば、海上保安庁からの依頼に基づき、平成24年9月、シーエ・シェパードの代表者について請求したことがあるものと承知している。

問4 赤手配書が発行された後、どのような手続が進められることとなるのか。

答

赤手配に基づいて、関係国の当局からの通報によりカルロス・ゴーン被告人の所在が明らかとなつた場合には、引渡しの可否を含め、関係機関において調整の上、外交ルートを通じて、東京地方検察庁から、被手配者の所在する国の当局に対し、同人の身柄の引渡しに向けた調整を行うこととなる。

問5 レバノン政府から通報があった場合、カルロス・ゴーン被告人について、レバノンに対して引渡請求を行うのか。

答

一般論として申し上げれば、逃亡犯罪人の引渡しについては、相互主義の保証の下で逃亡犯罪人の引渡しを請求することは可能であるところ、相互主義の保証の可否や相手国の国内法制等を検討する必要があるものと承知。

更問1 國際組織犯罪防止条約（UNTOC）や国連腐敗防止条約（UNCAC）に基づき、レバノンに対し、カルロス・ゴーン被告人の引渡請求をすることはできないのか。

答

一般論として申し上げれば、國際組織犯罪防止条約又は国連腐敗防止条約に基づく引渡請求については、引渡しの対象犯罪に該当するかなど、各条約に規定されている要件等を検討する必要があるものと承知。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

更問2 レバノン以外の第三国から通報があった場合はどうか。

答

レバノン以外の第三国の当局からの通報によりカルロス・ゴーン被告人の所在が明らかとなつた場合には、引渡しの可否を含め、関係機関とも調整の上、外交ルートを通じて、東京地方検察庁から被手配者の所在する国の当局に対し、同人の身柄の引渡しに向けた調整を行うこととなる。